

別表 1 (第 2 条関係)

<p>対象とする事業 (交流事業)</p>	<p>国際路線等を利用して、下記に掲げる事業をしようとする者。ただし、国際路線等とは、下記 3 に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現地事業者との経済又は文化の交流 (地域間交流) 2 企業活動における現地事業者又は現地駐在員との調整又は商談 (ビジネス利用) 3 福島空港の利用は往復とし、東アジア又は東南アジアに就航する国際路線等であること。 <p>なお、国際路線等の利用において、悪天候又は空港に起因する事由により、予定された空港とは別の空港での離発着となった場合は、当初予定されていた空港での発着があったものと見なす。また、その他やむを得ない事由による欠航等により福島空港を利用できなかった場合については、事由発生都度県と協議のうえ、補助対象としての適否を判断することとする。</p>
-----------------------	---

別表 2 (第 2 条関係)

<p>団体の構成要件</p>	<p>下記に掲げる条件を満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域間交流を実施しようとする場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村、商工会、商工会議所、又はその他地域間交流を達成するために設立された団体又は任意団体であること。 (2) 地域間交流に直接従事する構成員は、5 名以上であること。 (3) 自らが、交流の相手方及び内容の企画立案し主体的に取り組むこと。 (4) 営利を目的としないこと。 2 ビジネス利用を実施しようとする場合 <p>単独事業者又は複数事業者の構成員からなる 5 名以上の訪問団を結成すること。</p>
----------------	--

別表3 (第2条関係)

事業の要件	補助対象事業	補助額
<p>下記に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>1 相手方との交流事業を主目的とする行程であること。ただし、交流事業の趣旨を逸脱しない範囲内において、周辺地域の観光旅行を同一行程に含めることも可能とするが、その行程の割合は、原則として、相手方との交流に係る行程未滿とすること。</p> <p>2 (地域間交流の場合) 対面による、事務所若しくは会議室等で行う訪問、懇談、報告又は団体活動成果の発表を実施すること。</p> <p>3 (ビジネス利用の場合) 今後の福島空港の利用拡大が見込める調整又は商談を行うこと。</p> <p>4 原則、自らによる旅行行程の手配又は受注型企画旅行の利用とするが、やむを得ないと知事が認める場合は、募集型企画旅行の利用も可能とする。</p>	<p>交流事業を実施するために要する以下に掲げる経費。</p> <p>1 渡航費 なお、渡航費とは、航空券代、官公庁への手数料、宿泊費用の総額をいう。</p> <p>2 事業の実施に要する以下の諸経費</p> <p>(1) 企画立案に要する経費 (旅行会社への企画委託料を含む)</p> <p>(2) 渡航先での交流事業等に要する経費 (通訳料、車両代等)</p> <p>(3) その他企画及び実施において要する経費</p>	<p>下記対象経費ごとに、次の額とする。ただし、1申請団体の交付上限は、1及び2の合計額400,000円とし、同一申請団体への交付は、同一年度1回限りとする。</p> <p>1 渡航費 以下により算出した額の合計額 (上限300,000円) と事業の実施に要する渡航費の合計額を比較して、低い方の金額とする。 一人あたりの補助単価15,000円に、交流事業に直接従事する構成員の人数を乗じて得た額</p> <p>2 事業の実施に要する諸経費 100,000円と事業の実施に要する諸経費の合計額を比較して、低い方の金額。</p>